

## 長久手市紙おむつ助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、認知症や寝たきり状態の在宅の者を介護する家族に対する経済的な支援、要介護者の健康的な生活の支援、また助成事業の請求を登録店舗に委ね、助成対象者（以下「対象者」という。）の負担を軽減することを目的とする。

### (事業内容)

第2条 この事業の内容は、第4条で規定する対象品目について、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第28条の2第1項に規定する負担割合証に記載された利用者負担割合（以下「負担割合」という。）に準じて、1か月あたりの購入上限額の7割から9割までの相当額を助成することとする。

2 前項で掲げる1か月あたりの購入上限額は、5,000円とする。

### (対象者)

第3条 この事業の対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に登録されている在宅の者で、現に家族が介護しており、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定に基づく要介護認定で要介護度3から5と認定され、常時紙おむつの使用が必要な者
- (2) 医療施設に入院していない者（但し、第6条の規定により利用が決定した後の3か月以内の入院については、その期間を除き利用を認めるものとする。）
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第9項に規定する短期入所生活介護又は同条第10項に規定する短期入所療養介護を、2か月以上継続して月25日以上利用していない者（ただし、第6条の規定により利用が決定した後の月25日未満の短期入所生活介護又は短期入所療養介護については、その期間を除き利用を認めるものとする。）
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護保険法施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護による宿泊を、2か月以上継続して月25日以上利用していない者（ただし、第6条の規定により利用が決定した後の月25日未満の宿泊については、その期間を除き利用を認めるものとする。）

### (対象品目)

第4条 この事業で助成する品目（以下「対象品目」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 紙おむつ
- (2) 尿とりパッド
- (3) おしり拭き用ウェットティッシュ等の清拭剤

- (4) 使い捨て手袋
- (5) その他、使用が特に必要であると市長が認めるもの  
(利用の申請)

第5条 この事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、長久手市紙おむつ助成事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、その結果を長久手市紙おむつ助成事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(助成券の交付)

第7条 市長は、前条の規定により利用の決定を受けた申請者（以下「利用者」という。）に対し、紙おむつ助成券（以下「助成券」という。）を交付するものとする。

2 前項の助成券は、1枚あたり500円とする。また、1か月あたりの市の助成上限額及び紙おむつ助成券の交付枚数は、別表のとおりとする。

3 第1項の助成券の様式は、市長が別に定める。

(助成券の使用方法)

第8条 前条の規定により交付した助成券の使用方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市に取扱店として登録した薬局及び薬店等において使用することができるものとする。
- (2) 第4条で規定する対象品目に対し、使用することができるものとする。
- (3) 1回の利用につき、複数枚使用することができるものとする。
- (4) 助成券の額面に満たない金額の支払いについて、助成券は使用することができないものとする。また、助成券は換金することができない。
- (5) 利用者の責任により助成券を紛失したときは、再発行することができない。

(利用の中止)

第9条 利用者は、この事業を利用しなくなったときは、速やかに長久手市紙おむつ助成事業利用中止申請書（様式第3号）を市長に提出し、未使用分の助成券を市長に返還しなければならない。

2 市長は、前項の申請により利用を中止するときは、長久手市紙おむつ助成事業利用中止通知書（様式第4号）により、利用者に通知するものとする。

(利用の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する利用者に対し、この事業の利用を取り消すことができるものとする。

- (1) 対象者が死亡又は転出したとき
- (2) 対象者が第3条の規定で定める者でなくなったとき
- (3) 第7条の規定で定める助成券について、継続して1年以上使用しなかったとき（再度第5条による申請をし、審査の結果、利用の決定を受けたと

きは、この限りでない。)

- (4) 第11条の規定で定める行為を行ったとき
- (5) その他、市長が利用を不相当と認めるとき

2 市長は、前項の規定により利用を取り消すときは、長久手市紙おむつ助成事業利用取消通知書(様式第5号)により、利用者に通知するものとする。その場合、通知を受けた利用者は、速やかに未使用分の助成券を市長に返還しなければならない。

(不正の禁止)

第11条 利用者は、この事業の利用に際し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 偽りの内容等により助成券を使用すること
- (2) この事業を利用する権利を対象者以外の者へ譲渡すること
- (3) この事業を利用して購入した対象品目を、対象者以外の者と共用すること

2 市長は、前項の行為をした利用者に対し、使用済の助成券相当額を返還させることができるものとする。その場合は、理由を付し、文書をもって利用者に通知するものとする。

(報告)

第12条 市長は、助成券の使用に関し、必要と認めるときは、利用者に対し、報告を求めることができるものとする。

(取扱店の登録)

第13条 助成券取扱店(以下、「取扱店」という。)は、本事業の対象品目を取り扱う者とする。

2 取扱店として登録を受けようとする者は、長久手市紙おむつ助成券取扱店登録申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(取扱店の業務)

第14条 取扱店の業務内容は、利用者が第4条で規定する対象品目を購入した際の代金の收受について、購入分の助成券(500円未満の金額については現金)を受け取ることとする。

2 取扱店は、月末締めの本業務の実施報告書及び受領した助成券を添えて、翌月10日までに受領した助成券相当額を市長へ請求するものとする。

3 取扱店は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 第4条で規定する対象品目以外のものを、助成券と引き換えに販売すること
- (2) 助成券を持参した者へ換金すること
- (3) 助成券を譲渡及び売買すること

4 取扱店は、偽造の疑いがある助成券について、受取りを拒否するとともにその事実を市長に報告しなければならない。

(支払)

第15条 市長は、前条第2項の規定による請求があったときは、請求書を受

理した日から30日以内に支払わなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この事業に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

対象者		1か月あたりの 助成上限額	1か月あたりの 紙おむつ助成券 交付枚数
介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第28条の2第1項に規定する負担割合証に記載された利用者負担割合	1割負担	4,500円	9枚
	2割負担	4,000円	8枚
	3割負担	3,500円	7枚